

軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

特に、燃油価格の上昇は、漁業コストに占める燃油費の割合が極めて大きい
ため、直ちに漁業経営を圧迫している。漁業者は省エネ操業に取り組むなど、
日々努力を重ねているものの、事態は漁業者の努力の範疇を超えている。

農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられてい
るが、燃油価格の上昇も含め、これ以上の負担の増加は、漁業者をさらに廃業
へ追い込むことにつながる。

よって、国におかれては、水産物の安定供給を確保するとともに、これに不
可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するため、次の事項につき、燃油税
制に係る措置の堅持を図られるよう強く要望する。

- 1 軽油引取税の免税措置を堅持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

} 様